

**10月支給分の公的年金から市県民税の引き落とし（特別徴収制度）が始まります**

社会保険庁などの年金保険者が、市県民税（住民税）を年金から引き落とし、市区町村へ直接納入する制度を特別徴収制度といいます。



**引き落としの対象となる方**

4月1日現在65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得にかかる市県民税の納税義務のある方です。

なお、対象となる方には、6月に発送いたしました、「平成21年度 市民税・県民税納税通知書」によりお知らせしておりますのでご確認ください。

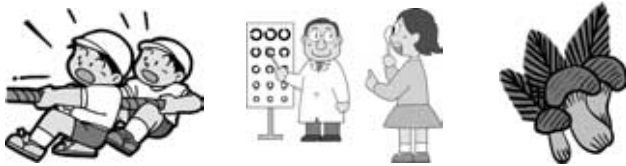
**引き落としの対象となる税額**

年金所得の金額から計算した市県民税額。

**年金からの引き落としが中止となる場合**

引き落とし開始後、宇陀市から他市区町村へ転出、税額の変更、公的年金の支給停止などが発生した場合は、公的年金からの引き落としが中止となり、残りの税額は、普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただきます。

☎税務課（☎82 1306 / IP☎88 9072）



**土地取引には届け出が必要です**

提出期限は契約締結日から2週間以内です。

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届け出制度を設けています。



土地取引に係る契約（予約を含む。）をしたときは、権利取得者（例えば、買主）は、2週間以内に土地売買等の届け出をしなければなりません。

**【届出が必要な土地面積】**

市街化区域	2,000㎡以上
市街化調整区域	5,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上

**【届出先】**届出書に必要事項を記入し、添付書類（契約書の写し、地図など）とともに、土地の所在する市町村役場に届けてください。

国土利用計画法の届出書は県のホームページ [http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-4928.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4928.htm) で入手できます。

**【審査内容】**土地の利用目的が、土地利用の計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。

**【罰則】**届出をしなかったり、虚偽の届け出をすると6カ月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

☎都市計画課（☎82 5624 / IP☎88 9092）

**宇陀警察署から**

☎82 0110

県内では、本年1月から8月までに40件の振り込み詐欺が発生し、被害総額は7,000万円にのぼっています。

最近の傾向は、昨年多発した「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」に加えて、若者や実年代を狙った「架空請求詐欺」や「融資保証金詐欺」が増加しています。

奈良県警察では、「振り込み詐欺 **なんでやねん ゆるされへん!**」をキャッチフレーズに、振り込み詐欺撲滅に向けた諸対策を推進しています。

**～振り込み詐欺撃退キャッチフレーズ～**

- [オレオレ詐欺] 合い言葉は？ 返事ないのは「**なんでやねん**」
- [融資保証金詐欺] 借金やのに 先に保証金「**なんでやねん**」
- [架空請求詐欺] 知らんのに 金振り込めって「**なんでやねん**」
- [還付金等詐欺] 金返すから ATMへ「**なんでやねん**」

**「振り込み詐欺」被害防止6つの心得**

- 手口を知り被害にあいません！
- ご近所同士で注意しあいます！
- ATM周辺で携帯電話は使いません！
- ニセの孫や子どもなどにダマされません！
- 口座番号や暗証番号は教えません！
- 家族や警察に必ず相談します！



**税金**

市県民税（第3期）及び国民健康保険税（第4期）の納期限は**11月2日（月）**です。

税金は納期限内に納めましょう。納付、口座振替に関するお問い合わせは税務課（☎82-1306 / IP☎88-9072）へ

**窓口業務のご案内**

宇陀市役所では、毎月第2・4土曜日（午前8時30分～正午）市民課で住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本等の証明発行業務を行っています。（税関係を除く）

10月は**10日**と**24日**です。住民基本台帳ネットワークシステム関連業務（住基カード・広域交付の住民票の発行）は行うことができません。

**善意銀行**

市善意銀行に次の方から預託いただきました。厚くお礼申し上げます。  
市体協室生支部 ... 53,700円  
室生区ゴルフ大会チャリ-ティー募金  
農業委員一同 ..... 4,930円  
（在任期間H18.7～H21.7）

☎市社会福祉協議会（☎84-4116）